

報道資料

平成26年7月16日

奈良県信用保証協会 企画部 企画課
担当：宇井（うい）、胡内（こうち）
0742-33-0548（直通）
【県制度融資関係】
産業・雇用振興部 地域産業課
担当：郡（こおり）、平林
0742-27-8807（ダイヤル）、内線 3558

奈良県信用保証協会における新保証制度の創設について

奈良県信用保証協会では、創立65周年事業の一環として、県内中小企業・小規模事業者の皆さまに感謝の意を込め、皆さまに幅広くご利用いただくことにより県内経済の活性化と発展に寄与するため、**通常より保証料率を大幅に低減した期間限定の保証制度「みらい奈良65」**を創設しました。

1. 期間：平成26年7月22日～平成27年1月31日保証申込分まで
(平成27年3月31日までに融資実行されることが必要)
2. 「みらい奈良65」の特徴
 - ・保証協会における通常の制度に比べて大幅に低減した保証料率を適用
(通常より一律20%割引)
 - ・県制度融資「経営強化資金」の要件に合致すれば同制度での取扱も可能
(この場合、県の保証料補給も加わり、利用者の負担が更に軽減)
 - ・融資(保証)総額は65億円

3. 「みらい奈良65」の概要

対象者	申込時に県内で事業を行っている中小企業・小規模事業者
保証金額	1,000万円以内
資金用途	運転、設備、運転設備 ※ただし、借換不可 (県経営強化資金は運転、設備 ※ただし、借換不可)
保証期間	7年以内(据置1年以内) (県経営強化資金は運転5年<据置6月>、設備7年<据置1年>)
貸付利率	金融機関所定の利率
担保	必要に応じ徴求
連帯保証人	原則、代表者を除き不要

4. 申込先：奈良県信用保証協会と基本約定を締結している金融機関
※一部、県制度融資の取扱がない金融機関もあります。

【参 考】

□ 保証料率：年0.35%～1.52%（県経営強化の場合、年0.35%～1.18%）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
制度低減率（20%）	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.20	0.16	0.12	0.10
利用者負担	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.35

* 経営強化（奈良県制度）の要件に合致すれば、前記利用者負担の率から更に県の補給率も加わり大幅な軽減となります。

新制度の料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.35
県の補給率	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17	0.12	0.08	0.04	0.00
利用者負担	1.18	1.11	0.99	0.87	0.75	0.68	0.56	0.44	0.35

(例) 保証金額：1,000万円
 保証期間：7年
 保証料率区分：⑤
 資金用途：設備資金
 返済方法：7年均等分割返済

○通常の保証料

$$1,000 \text{ 万円} \times \underline{1.15\%} \times (84 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月}) \times 0.55 = \underline{442,750 \text{ 円}}$$

○新保証制度を利用した保証料

$$1,000 \text{ 万円} \times \underline{0.92\%} \times (84 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月}) \times 0.55 = \underline{354,200 \text{ 円}}$$

○新保証制度を県経営強化で利用した保証料

$$1,000 \text{ 万円} \times \underline{0.75\%} \times (84 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月}) \times 0.55 = \underline{288,750 \text{ 円}}$$